

令和6年度 加古川市立鳩里小学校いじめ防止基本方針

「児童の権利に関する条約」の趣旨に則り、子どもの人権を尊重し、その確保を目指すため、加古川市いじめ防止基本方針に基づき、本方針を策定する。

本方針は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応や家庭・地域・関係機関の連携等をより実効的なものとし、いじめの問題への取組を円滑に進めるため、組織的な対応等に関する具体的な内容や手順を明らかにするとともに、いじめの防止等のための取組を定めるものである。

1. いじめの定義 「いじめ防止対策推進法（以下「法」という） 第2条」より

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 故意、あるいは意図的にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ インターネットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのうち、犯罪行為に該当するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものについては、いじめられた児童の意向を配慮のうえ、時機を逸することなく警察に相談・通報する。

2. いじめの基本認識

- いじめは、人権侵害であり、理由のいかんを問わず決して許されるものではない。
- どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- 誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により、刑事法規に抵触する。
- 加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

3. いじめ対応の基本的な在り方

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、
 - ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（目安：3か月）継続している。
 - ・ 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で確認する）。これら二つの要件を満たされていることを指す。
- 迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全職員で共有する。（法第23条第1項）
- 家庭や地域との連携が欠かせないことから、基本方針等をホームページなどで公開する。

4. いじめの防止等に関する取り組み

- (1) 学校いじめ防止対策プログラム、全体計画、年間計画の策定
- (2) いじめ対策委員会の設置
- (3) いじめ問題等の未然防止に向けた取り組みの推進
- (4) いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進
- (5) 家庭や地域、関係機関との連携・協働体制の構築

5. 具体的な取り組み内容

(1) 学校いじめ防止対策プログラム、全体計画、年間計画の策定

- ・年度当初に、基本方針、全体計画、年間計画について共通理解を図るとともに、PDCAに基づいた学期毎のいじめ対策の検証や、学校評価においての検証を行う。
- ・職員会議を毎月開催し、児童についての情報共有と共通理解を図る。
- ・カウンセリングマインドや生徒指導に関する校内研修会を実施する。
- ・人権研修会を開催し、人権に関する学びを深める。

(2) いじめ対策委員会の設置

- ・学校長、教頭、教務担当、各学年担任、生徒指導担当、不登校担当、養護教諭、児童支援担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、メンタルサポーターで構成し、幅広く対応できるようにする。
- ・会議を毎月開催し、児童についての情報共有と共通理解を図る。
- ・PDCAに基づいた学期毎のいじめ対策の検証を行う。

(3) いじめ問題等の未然防止に向けた取り組みの推進

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、特別活動、体験活動等の充実を図る。
- ・一人一人が認められ、活躍できる授業づくりを目指して、協同的探究学習に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。
- ・命について多面的・多角的に捉え、系統立てた「命の学習」と「福祉教育」を行い、命を大切にする心や共生の心を育成する。
- ・児童対象にインターネットトラブル防止講座を行う。
- ・児童会活動の活性化を図り、心の絆を深め、望ましい人間関係、集団づくりや誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図る。
- ・「いじめ防止啓発月間」にあわせて、児童会を中心に、各クラス、委員会で「いじめ防止運動」に取り組みいじめを許さない態度を育成する。
- ・校内に「鳩っ子いじめゼロ宣言」を常に掲示し、いじめ防止を啓発する。

(4) いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

- ・3年生以上の児童を対象に、「学校生活に関するアンケート」(アセス)を年2回実施し、結果をもとにした検討会や個別ケース会議を実施する。
- ・「心の相談アンケート」(3～6年)を年2回実施し、児童の実態を把握する。
- ・全児童を対象とした教育相談を年2回実施する。
- ・アンケート結果をもとにした検討会や個別のケース会議を実施する。
- ・職員間の報告・連絡・相談を密に行い、いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応に努める。
- ・発見や通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、対策委員会を中心に組織的に対応する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに、いじめの事実を確認できた場合には、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に連絡し、協働して対応する。

(5) 家庭や地域、関係機関との連携・協働体制の構築

- ・児童や保護者、地域から人権やいじめ防止に関する標語やポスターを募集し、ハートフルカレンダーを作成することで、啓発を図る。
- ・「人権フェア」を開催し、親子人権参観や講演会を行い、保護者や地域の方々と共に人権について考える機会を設ける。
- ・保護者を対象とした「鳩里トークデー」（教育相談日）を年3回実施する。
- ・保護者と連絡を取り合いながら児童理解に努め、協働を図る。
- ・保護者や地域住民から組織される学校運営協議会に、いじめ問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ・学校園連携ユニットの充実を図り、中学校区全体で子供を守り育てるという意識の高揚を図る。
- ・事案に応じて、教育委員会や関係機関と連携を図る。
- ・県や市のいじめ相談窓口を紹介する。

6. いじめ事案に対する具体的な対応手順

① 正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの児童、関係職員、家庭、地域などから聴きとり記録する。

② 指導方針決定

- ・指導方針を明確にする。いじめ対策委員会で共通理解を図り、関係機関との連携を図る。

(※学校支援カウンセラー・スーパーバイザー・学校問題サポートチーム等)

③ 児童への指導や支援、家庭との連携

- ・被害児童を保護し、不安を取り除く。
- ・加害児童には、「いじめは決して許されない行為である」ことを指導する。
- ・保護者とは直接会い、具体的な対策を話す。

④ 継続的な対応

- ・被害児童の心のケアを継続的に行う。
- ・加害児童やいじめのあった学級において、心の教育の充実を図る。
- ・教育委員会（少年愛護センター・教育相談センター等）へ継続的な報告を行う。

指導の3つのポイント

1. 教師は、いじめの原因がどのような理由であっても、いじめたことを絶対に肯定しない。
2. 被害児童には、教師一丸となって徹底的に守り抜くことを伝える。
3. 傍観者も加害者であることを徹底的に指導する。

7. 重大事態への対処

○ 重大事態とは（法第28条）

第1項 所有物に重大な被害が生じた疑いがある場合

第2項 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

○ 対応手順

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記の組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係や必要な情報を適切に提供する。
- (5) 暴行、恐喝、強要などの刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や当番少年サポートセンターに相談・通報をする。